

## 2 民間給与関係資料

### 平成 22 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 22 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 9,491 事業所

(ア) 漁業

(イ) 鉱業、採石業、砂利採取業

(ウ) 建設業

(エ) 製造業

(オ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(カ) 情報通信業

(キ) 運輸業、郵便業

(ク) 卸売業、小売業

(ケ) 金融業、保険業

(コ) 不動産業、物品賃貸業

(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）

(シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）

(ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）

(セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）

(ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）

##### イ 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,071 事業所を無作為に抽出選定した。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

##### ウ 調査実人員

46,394 人（うち初任給関係職種 3,958 人）

**第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数**

産 業	企業規模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
漁 業	事業所 0	事業所 0	事業所 0	事業所 0	事業所 0	事業所 0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	71	8	7	17	29	10
製 造 業	221	36	42	44	72	27
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	236	38	35	33	78	52
卸 売 業、小 売 業	163	19	18	22	78	26
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	111	43	20	8	28	12
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	77	8	8	13	40	8
計	879	152	130	137	325	135

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が 192 あった。

**第 11 表 民間における定期昇給制度の状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	86.2 %	32.2 %	71.8 %	46.8 %	13.8 %
管理職(課長級)	74.4 %	24.0 %	61.7 %	37.6 %	25.6 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

**第 12 表 民間における定期昇給の実施状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
一 般 従 業 員	82.2 %	77.6 %	20.3 %	11.0 %	46.3 %	4.6 %	17.8 %
管理職(課長級)	67.8 %	63.0 %	16.0 %	9.3 %	37.7 %	4.8 %	32.2 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況**

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一 般 従 業 員	58.7 %	41.3 %
管理職(課長級)	52.5 %	47.5 %
管理職(部長級)	51.3 %	48.7 %

**第 14 表 民間における特別給（賞与）の支給状況**

項 目	企業規模	規 模 計		
			1,000人以上	1,000人未満
平均所定内給与月額	下半期	407,952 円	446,789 円	376,782 円
	上半期	411,383 円	451,216 円	380,150 円
特別給の支給額	下半期	787,884 円	900,472 円	698,366 円
	上半期	837,702 円	999,577 円	712,464 円
特別給の支給割合	下半期	1.93 月分	2.02 月分	1.85 月分
	上半期	2.04 月分	2.22 月分	1.87 月分
	年間計	3.97 月分	4.24 月分	3.72 月分

(注) 下半期とは平成 21 年 8 月から平成 22 年 1 月まで、上半期とは平成 22 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.15 月である。

**第 15 表 民間における家族手当の支給状況**

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	18,149 円
配 偶 者 と 子 1 人	25,090 円
配 偶 者 と 子 2 人	31,470 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については 13,500 円、配偶者以外については、1 人目及び 2 人目がそれぞれ 6,000 円、3 人目が 5,000 円である。なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 1 人につき、4,000 円が加算される。

**第 16 表 民間における住宅手当の支給状況**

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	55.9 %
非 支 給	44.1 %

**第 17 表 時間外労働の月 60 時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い**

時間外労働の月 60 時間の積算の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	53.4 %	40.9 %
法定休日の労働時間を含めない	46.6 %	59.1 %

第 18 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000人以上	100人以上 1,000人未満	100人未満
			円	円	円	円
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	201,635	201,608	202,048	198,452
		短 大 卒	178,222	* 177,769	177,761	* 182,611
		高 校 卒	164,253	163,284	163,035	* 180,640
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	201,421	206,630	200,605	194,806
		短 大 卒	180,409	x	177,165	* 195,000
		高 校 卒	167,828	* 163,464	167,035	* 177,078
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	201,578	202,805	201,665	197,129
		短 大 卒	179,072	* 178,454	177,509	* 189,109
		高 校 卒	165,838	163,330	165,009	* 178,437
新 卒 研 究 員		大 学 卒	x	-	x	-
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	-	-	-	-
		高 校 卒	-	-	-	-
準 新 卒 医 師		大 学 卒	x	x	-	-
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	-	-	-	-
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	-	-	-	-
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	-	-	-	-
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 207,898	* 208,100	* 207,650	-
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	x	x	-	-
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	-	-	-	-
新 卒 大 学 助 手		大 学 卒	-	-	-	-
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 216,223	-	* 216,223	-
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	x	-	-	x

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成 21 年度中に資格免許を取得し、平成 22 年 4 月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成 19 年 3 月医大卒業後、平成 19 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 22 年 4 月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が 1 事業所、「\*」は調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

## 第 19 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		50.7	812,189	812,189	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		50.8	707,403	707,403	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長		47.8	661,922	661,922	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長		46.4	585,481	580,432	5,049	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理		43.2	542,995	510,395	32,600	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長		40.8	492,675	428,769	63,906	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
事 務 主 任		37.7	394,293	347,707	46,586	
事 務 係 員		32.3	330,947	281,995	48,952	
工 場 長		53.1	819,446	819,446	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		49.8	673,780	673,780	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長		48.6	639,572	639,572	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技 術 課 長		46.2	554,988	546,939	8,049	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理		43.6	509,339	481,832	27,507	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
技 術 係 長		42.5	513,526	448,634	64,892	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
技 術 主 任		38.3	414,688	366,195	48,493	
技 術 係 員		30.9	325,034	268,631	56,403	

(注) 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない(第19表においてすべて同じ。)

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	時間外手当		
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
研 究 所 長		55.0	694,100	694,100	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 ( 課 ) 長		49.9	628,371	624,703	3,668	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 ( 係 ) 長		39.0	428,341	382,825	45,516	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		43.3	537,725	512,539	25,186	下記研究員より上位の者
研 究 員		37.1	372,130	339,602	32,528	
研 究 補 助 員		33.9	306,818	276,730	30,088	

### 医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	時間外手当		
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
病 院 長		63.0	1,648,456	1,648,456	0	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長		56.6	1,309,303	1,309,303	0	上記院長に事故等あるときの職務代行者
医 科 長		49.8	1,036,141	978,453	57,688	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師		43.7	1,035,451	915,911	119,540	
歯 科 医 師		38.2	682,177	680,722	1,455	
薬 局 長		50.9	475,974	453,180	22,794	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師		34.8	321,943	287,638	34,305	
診 療 放 射 線 技 師		37.8	389,997	351,996	38,001	
臨 床 検 査 技 師		40.3	373,423	336,202	37,221	
栄 養 士		37.7	294,516	278,644	15,872	
理 学 療 法 士		29.8	276,094	264,390	11,704	
作 業 療 法 士		32.0	275,331	269,063	6,268	
総 看 護 師 長		54.4	498,734	498,734	0	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長		45.5	446,932	405,098	41,834	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師		34.9	353,889	310,665	43,224	
准 看 護 師		46.4	341,506	292,705	48,801	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
大 学 学 長		54.8	844,646	844,646	0	
大 学 副 学 長		57.0	816,593	816,593	0	
大 学 学 部 長		56.5	838,718	838,718	0	
大 学 教 授		56.5	706,858	706,698	160	
大 学 准 教 授		45.0	572,557	572,265	292	
大 学 講 師		40.5	487,105	486,876	229	
大 学 助 教		35.0	394,732	394,650	82	
大 学 助 手		31.0	334,802	327,364	7,438	
高 等 学 校 校 長		59.8	774,323	774,323	0	
高 等 学 校 教 頭		54.3	681,923	681,923	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		52.6	609,171	609,171	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		45.5	583,750	583,750	0	
高 等 学 校 教 諭		42.8	543,104	543,104	0	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長		47.7	1,032,729	1,032,729	0	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		34.6	807,498	792,633	14,865	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		29.9	710,038	705,909	4,129	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		24.7	495,235	494,944	291	
運 航 士		-	-	-	-	
甲 板 長 ・ 操 機 長		-	-	-	-	
甲 板 手 ・ 操 機 手		-	-	-	-	
甲 板 員 ・ 機 関 員		-	-	-	-	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手		43.0	281,200	281,200	0	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手		50.2	444,823	362,968	81,855	
守 衛		50.1	425,908	378,386	47,522	
用 務 員		51.6	327,828	317,250	10,578	

## その2 公民給与比較の対象職種

### 事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		50.3	829,019	829,019	0	構成員50人以上の支店（社）の長（7級）
事 務 部 長		50.7	760,671	760,671	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（7級）
事 務 部 次 長		47.2	703,485	703,485	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（7級）
事 務 課 長		46.8	617,685	612,452	5,233	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（5級）
事 務 課 長 代 理		43.7	565,946	531,560	34,386	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直屬し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直屬し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
事 務 係 長		41.5	526,664	451,835	74,829	課長又は課長代理等に直屬し直屬の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任		38.5	420,363	368,094	52,269	（2級、一部は3級）
事 務 係 員		32.1	346,509	290,907	55,602	（1級）
工 場 長		52.5	914,936	914,936	0	構成員50人以上の工場の長（7級）
技 術 部 長		50.1	727,066	727,066	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（7級）
技 術 部 次 長		48.6	701,202	701,202	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（7級）
技 術 課 長		46.4	576,819	568,332	8,487	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（5級）
技 術 課 長 代 理		43.7	511,899	484,079	27,820	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直屬し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直屬し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
技 術 係 長		43.7	552,480	481,024	71,456	課長又は課長代理等に直屬し直屬の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任		39.2	423,105	378,578	44,527	（2級、一部は3級）
技 術 係 員		31.0	331,017	276,648	54,369	（1級）

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.4	723,318	723,318	0	構成員50人以上の支店（社）の長（6級）
事 務 部 長		50.8	647,560	647,560	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（6級）
事 務 部 次 長		49.5	579,092	579,092	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（6級）
事 務 課 長		45.5	528,753	523,988	4,765	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（4級）
事 務 課 長 代 理		42.4	499,828	468,960	30,868	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認め られる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
事 務 係 長		39.6	432,594	390,265	42,329	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（2級）
事 務 主 任		36.9	376,135	332,300	43,835	（1級、一部は2級）
事 務 係 員		32.3	314,340	272,235	42,105	（1級）
工 場 長		55.0	505,000	505,000	0	構成員50人以上の工場の長（6級）
技 術 部 長		49.5	588,413	588,413	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（6級）
技 術 部 次 長		48.9	520,751	520,751	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（6級）
技 術 課 長		45.9	506,777	499,974	6,803	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（4級）
技 術 課 長 代 理		43.1	501,025	480,346	20,679	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認め られる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
技 術 係 長		40.7	448,026	395,968	52,058	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（2級）
技 術 主 任		35.5	394,919	333,487	61,432	（1級、一部は2級）
技 術 係 員		30.7	318,263	257,798	60,465	（1級）

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である。

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		51.0	567,950	567,950	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（5級）
事 務 部 次 長		47.8	496,968	496,968	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（5級）
事 務 課 長		45.8	476,500	472,575	3,925	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（4級）
事 務 課 長 代 理		39.5	417,002	403,065	13,937	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認め られる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
事 務 係 長		39.3	402,801	351,721	51,080	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（2級）
事 務 主 任		38.8	367,431	334,540	32,891	（1級、一部は2級）
事 務 係 員		34.1	296,557	264,134	32,423	（1級）
工 場 長		-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		46.9	542,266	542,266	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（5級）
技 術 部 次 長		46.5	510,908	510,908	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（5級）
技 術 課 長		40.0	436,435	424,897	11,538	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（4級）
技 術 課 長 代 理		42.6	462,643	394,874	67,769	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認め られる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
技 術 係 長		37.1	383,470	321,041	62,429	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職（2級）
技 術 主 任		35.7	341,131	290,360	50,771	（1級、一部は2級）
技 術 係 員		31.6	326,450	281,035	45,415	（1級）

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である。